

亀山市告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年7月4日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21941
- 3 路線名 みずほ台69号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
みずほ台1番414 地内	みずほ台1番414 地内	65.60	最小	6.00
			最大	9.78

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21942
- 3 路線名 みずほ台70号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
みずほ台1番414 地内	みずほ台1番414 地内	48.90	最小	6.00
			最大	13.05

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21943
- 3 路線名 みずほ台71号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
みずほ台1番414 地内	みずほ台1番414 地内	20.00	最小	6.00
			最大	13.25